

山鹿市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年11月28日

山鹿市長 早田順一

山鹿市規則第35号

山鹿市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山鹿市個人番号の利用に関する条例施行規則（平成28年山鹿市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第17条第1号及び第4号中「第43条の5第6項」を「第47条第6項」に改める。

附 則

この規則は、令和7年12月1日から施行する。